

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会中国地区協議会規則

(事務局)

第1条 地区協議会の事務局（以下「地区協議会事務局」という。）は地区幹事の自治体等内に置く。

(役員)

第2条 地区協議会には次の役員を置く。

- (1) 地区幹事 1名
- (2) 地区委員 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 会計監事 1名

(役員を選出)

第3条 役員を選出は次の各号による。

- (1) 地区幹事及び地区委員は、地区協議会会員の互選による。

なお、地区委員にあつては、地区幹事の所在する県を除く他の各県から1名ずつ選出するものとする。

- (2) 会計は、地区協議会事務局内に置く。
- (3) 会計監事は、地区委員の互選による。

(役員職務)

第4条 各役員は、次の職務を掌るものとする。

- (1) 地区幹事は、地区協議会の会務を統括する。
- (2) 地区委員は、地区協議会の運営及び地区内の相互連絡調整を図る。
- (3) 会計は、会計事務を掌る。

(4) 会計監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員補充)

第6条 役員に欠員が生じた場合は、欠員を生じた自治体等から補充する。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(役員会)

第7条 役員会は、総会及び技術研修会への要望、その他会運営に必要な事項を審議し決定する。

(地区総会等)

第8条 地区総会及び研修会（以下「地区総会等」という。）を年1回開催する。

(地区総会等の旅費)

第9条 地区総会等の旅費は、各会員で負担する。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、地区総会において、出席会員の同意を得て決定する。

付 則 この会則は平成9年4月1日から施行する。

この会則は平成18年10月27日から施行する。